

一人で悩まないで、関係機関に相談しましょう。  
秘密は守ります。匿名でも大丈夫です

みんなで子どもの  
命を守りましょう！

## 主な相談機関の案内 (令和4年3月現在)

相談機関	電話番号等	相談時間等	主な相談内容等
★かごしま教育ホットライン 24	☎0120-783-574 ☎0120-0-78310 099-294-2200	全24時間	いじめ、不登校、性格・行動、しつけ、親子関係など子供に関わる相談全般
★かごしま子供SNS相談・通報窓口	<a href="https://bit.ly/30UWFbm">https://bit.ly/30UWFbm</a>	17時～22時	様々な悩みに対してチャット形式で相談
★県総合教育センター 教育相談課〈面談は要予約〉	099-294-2788	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)	いじめ・不登校等子どもに関わる相談
特別支援教育研修課〈面談は要予約〉 (鹿児島市宮之浦町862)	099-294-2820	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)	障害のある子供や学習面・行動面に不向きのある子供の相談
★PTAすくすくライン (県PTA連合会)	099-251-0309	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	子育て期における家庭教育の諸問題に関する相談
★中央児童相談所〈面談は要予約〉 (鹿児島市桜ヶ丘6丁目12)	099-264-3003	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	非行、いじめ、養護、不登校、しつけ、里親に関する事など、満18歳になるまでの子供についてのあらゆる相談
★大隅児童相談所〈面談は要予約〉 (鹿屋市打馬2丁目16-6)	099-275-4152 (子ども・家庭110番)	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	発達障害に関する相談
★大島児童相談所〈面談は要予約〉 (奄美市名瀬小俣町20-2)	0994-43-7011	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	発達障害に関する相談
★県発達障害者支援センター〈面談は要予約〉 (鹿児島市桜ヶ丘6丁目12)	0997-53-6070	月～金 8:30～17:00	発達障害に関する相談
★県精神保健福祉センター 〈面談は要予約〉 ハートピアかごしま2F 鹿児島市小野1丁目1-1	099-264-3720	月～金(電話) 8:30～17:00 月～金(面談) 9:00～17:00	精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談
思春期相談事業〈要予約〉	099-218-4755	第3週の水(面談) 9:00～12:00	思春期のこころの相談
★精神保健福祉協議会 (こころの電話)	099-218-4755	月～金 9:00～12:00 13:00～16:30	精神的不安等こころの悩みについての相談
★かごしま子ども・若者総合相談センター 〈面談は要予約〉 県青少年会館2F 鹿児島市鴨池新町1-8 ホームページ: <a href="http://soudancenter-k.com/">http://soudancenter-k.com/</a>	099-228-9566 099-228-9567	火～日 10:00～17:00 (月・年末年始を除く)	不登校、ひきこもり、ニート、フリーターなどへの相談対応や関係機関・団体の紹介など
★少年サポートセンター(ヤングテレホン)	099-252-7867 ko-youngmail@police.pref.kagoshima.jp	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	子供が被害に遭った、学級でいじめられている、家出を繰り返す、不良仲間と付き合っているなど、少年に関する悩み事等についての相談
★18歳までの子どもがかけられる電話 チャイルドライン(子ども専用)	☎0120-99-7777	月～日 16:00～21:00	18歳までの子供がかけられる電話 子供の声を受け止める電話
★鹿児島いのちの電話	099-250-7000	全24時間	孤独の中にあつて助けや励めや励ましを求めている一人一人に、よき隣人として電話を通して援助する。
★子どもの人権110番 (鹿児島地方務局)	☎0120-007-110	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	子供の人権に関する相談

## いじめ対策 リーフレット 家庭用



いじめの  
未然防止

子どもたちの  
笑顔がずっと  
続きますように

いじめの  
早期発見

いじめの  
早期対応



あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり

# 鹿児島県教育委員会

(<http://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku/index.html>)



# いじめは「誰にでも」「どこでも」起こりえます。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。（「いじめ防止対策推進法」より）

⇒ 県内の学校では、いじめを「誰にでも」「どこでも」起こりうるものとしてとらえ、子どもたちの見守りに力を入れることでいじめを見逃さずしっかりと認知し、早期対応に努めることを基本方針としています。  
ご家庭においても「あれ？もしかして？これはいじめではないかな」という思いが生じた場合、速やかに学校や相談機関等に連絡してください。

## いじめの早期発見

小さな変化を見逃すことなく。

【表情は？】	
表情が暗くなり、何か考え事をしている。	
ため息をついたり、涙を流したりしている。	
落ち着きがなくなり、おどおどしたりしている。	
食欲がなく、元気がない。	
【友達？】	
友達と遊ばなくなり、家に閉じこもりがちになる。	
友達関係が変化している。	
知らない友達からの電話があり、不自然な外出が増える。	
【言動は？】	
携帯電話・スマートフォンの着信音をとても気にする。	
急に無口になったり、「死にたい」ともらしたりする。	
学習意欲をなくし、勉強が手につかない。	
朝になると体調不良を訴え、登校を渋る。	
「転校したい」と言い出す。	
家庭から品物やお金を無断に持ち出す。	
【服装・持ち物は？】	
帰宅した時、衣服の汚れや破れがある。	
傷跡を隠すため、裸になるのを嫌がる。	
お金の使い方が荒くなり、遣いみちを言わない。	
持ち物が頻繁になくなり、壊されたり、落書きされたりする。	
【いじめの加害者になっていませんか？】	
言葉遣いが荒くなり、言うことを聞かない。	
買ったおぼえのない物を持っている。	
与えたお金以上の物を持っている。	

## いじめの未然防止

特に気を付けたい、ネットいじめ。



SNSなどで学校や名前を特定されてしまった人がある。すごく怖い。  
簡単にグループからはずしたり、ひどいことを言ったりしている。  
親も先生もネットについて知ってほしい。じゃないと相談もできない。

R2年度「鹿児島県いじめ防止子どもサミット」児童生徒の言葉より

「知らなかった」では済まされない

誹謗中傷  
無視  
グループ外し  
情報の拡散

確認し管理するのは保護者の責務です

【ネットいじめに関して、保護者としての責任を果たしていますか？】

定期的に子どものスマートフォン等をチェックする。 (子どもと一緒に見る チェックすることを約束する パスワードを聞いておくなど)	
使っている時間やサイトなどの家庭内のルールを決める。	
必ずフィルタリングを設定する。	

ルールが自分自身を守ることを伝えて。

- 相手（他人）を傷つける行為はしない。
- 知らない人とのやりとり（メッセージ、写真）はしない。
- 個人を特定されるような情報・写真（SNSのID等の連絡先、氏名、住所、学校名など）は絶対にUPしない。
- 困ったときは、保護者・学校等に相談する。

【アプリ等でペアレンタルコントロール（保護者が時間等を制限すること）も設定できます!!】

## いじめの早期対応

受け入れ、共感し、寄り添う。

【子どもがいじめられていると感じたとき】

子どもが抱えている恐怖や不安、自らの言いがけられない悲しみに寄り添いながら、冷静にじっくりと子どもの言葉に耳を傾けてください。

- ・話しやすい雰囲気づくりを心がけましょう。  
(タイミング、場所、まず話しやすい事柄は何か…)
- ・「いじめは絶対に許されない行為」であり、いじめている人が悪く、あなたは悪くないと伝えましょう。
- ・何があっても「絶対に守る」「必ず助ける」「最後まで守り抜く」「決して自ら命を絶ってはならない」ことを伝えましょう。

学校や関係機関に迅速な相談を。

- ・担任に限らず、相談しやすい職員に相談してください。
- ・学校に相談しにくいときは、教育委員会や裏面の相談窓口にご相談ください。

【子どもがいじめていることを知ったとき】

- ・頭ごなしに叱るのではなく、なぜそんなことをしたのか、子どもの言い分をまず十分に聞き取りましょう。
- ・子どもの気持ちや背景を理解した上で、理由はどうあれ「いじめは絶対に許されない」ことを伝えましょう。
- ・解決するためにはどうするか、一緒に考えましょう。

SOSを出していい、助けを求めていいということを伝える。



家庭での温かいコミュニケーションの中で、困ったときは助けを求め、それをスキルとして身に付けさせましょう。

悩みを誰かに相談するスキルが、いざというときに、事態が深刻化することを防ぎます。いろいろな解決法や相談先を提示することも大切です。

※ 子どもたちの出したSOSを大人がしっかりと受け止めることが大切です。